

答申第147号

平成24年6月29日

神戸市人事委員会

委員長 橋 口 秀 志 様

神戸市情報公開審査会

会長 米 澤 広 一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成24年2月10日付神人委任第552号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公文書の公開決定（部分公開）に対する不服申立てについての諮問

- (1) 平成21年度任期付短時間勤務職員採用試験 教養試験問題集
- (2) 平成21年度任期付短時間勤務職員採用試験 作文題
- (3) 平成21年度神戸市任期付短時間勤務職員採用試験案内

### 1 審査会の結論

「平成 21 年度任期付短時間勤務職員採用試験 教養試験問題集」のうち「教養問題用紙（例題として公表している問題を除く）」を非公開とした決定は妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、「平成 21 年度神戸市任期付短時間勤務職員採用試験の筆答試験問題用紙（一般教養／作文）と、面接質問内容、及び、合否判定方法」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 人事委員会（以下「実施機関」という。）は、本件請求のうち「筆答試験問題用紙（一般教養／作文）」と「合否判定方法」について、以下の①～③の公文書を特定し、①の公文書中、「教養問題用紙（例題として公表している問題を除く）」を非公開とし、その他を公開する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
  - ①「平成 21 年度任期付短時間勤務職員採用試験 教養試験問題集」
  - ②「平成 21 年度任期付短時間勤務職員採用試験 作文題」
  - ③「平成 21 年度神戸市任期付短時間勤務職員採用試験案内」
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求める異議申立てを行った。
- (4) なお、実施機関は、本件請求のうち「面接質問内容、及び、合否判定方法」について非公開とする決定を別に行っており、申立人はその決定についても異議申立てを行っている。これについては別案件として当審査会に諮問されている。

### 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 24 年 1 月 16 日付の異議申立書及び平成 24 年 4 月 13 日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

公正、公平、厳正に実施しているならば、透明性を示すためにも、全問開示は当然のことである。

神戸市で独自に作成せず、法人に作成依頼することにより、コストを抑えていると同時に、出題傾向類推防止のために、非公開とせざるを得ないこと、並びに、公正かつ円滑な人事確保及び事業の適正な執行に著しい支障を生じるということを、受験者側に理解することを強要されているが、むしろ、教員採用試験と同様に、筆答問題を開示することは、公正、厳正、中立性、そして透明性を確保して試験を実施するにあたり、必要不可欠である。コストよりも採用試験の透明性をなぜ、神戸市は高めようと最大限に努力しようとし

ないのか、納得のいく説明をお願いしたい。

たとえ任期付短時間勤務職員採用といえども、一人ひとりの受験生に対し、公正、公平、厳正、透明性を確保し、口利き、情実、並びに、利権支配等に決して屈することのない採用試験を実施できる体制を、至急、構築されることを、ここにお願いする次第である。(他府県の自治体ではきちんとされている。)

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 24 年 3 月 15 日付の非公開理由説明書及び平成 24 年 5 月 23 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

##### ①採用試験問題の調達について

現在、人事委員会実施の採用試験で出題する教養択一試験問題は、例題公表用の問題として事務局職員が作成したものを除いて、問題作成法人から調達している。

問題作成を行っている法人から問題を調達する場合、法人が既に作成している問題の提供を受ける方法と、発注後に法人が特別に作成した問題の提供を受ける方法の 2 種類がある。既存問題の提供を受ける場合については、どの法人においても非公開を条件とされている。特別に作成した問題の提供を受ける場合については、問題を試験実施後に公開できるが、非公開を条件とした既存問題の場合と比べ、作成期間は最低 3 ヶ月と長期にわたり、金額も数倍と非常に高価となる。なお、問題の質は同程度である。

##### ②「法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる」理由（条例第 10 条第 2 号ア該当）

本件非公開情報を公開した場合、当該法人が問題作成時には想定していなかった、出題傾向が類推されるなどの影響が生じる可能性があり、それを回避するための人的負担など、作成コストの増加が当該法人に生じる。また当該法人は本件非公開情報を、今後その業務の中で、そのままの形で、または改定、改良等を加え、他団体の行う試験に提供していることが当然に想定されるが、公開により本件非公開情報や類題を他団体が行う試験に提供することはできなくなる。また、このことにより損害賠償請求の対象となる可能性が大きい。

##### ③「公正かつ円滑な人事の確保及び事業の適正な執行に著しい支障を生じると認められる」理由（条例第 10 条第 5 号エ該当）

今回対象となっている任期付短時間勤務職員の採用試験については、試験を実施するか否かを決定してから実際に試験を行うまでの期間が、決定時期及び採用予定時期の関係から 2 ヶ月未満であり、公開可能な問題を作成させる時間がない。また問題の質は同程度であるにもかかわらず、公開の可否のみによって金額に数倍の差があり、効率的な行政の執行の面からも公開可能な問題を調達することは困難である。そのため、非公開を条件とした既存問題により試験を実施している。

本件非公開情報を、契約上公開しない旨が明記されているにもかかわらず、公開する

ことは明確な契約違反であり、今後、当該法人から問題提供を受けられなくなるのが当然に予想される。また、その行為は、当該法人だけでなく、問題提供を行っている他の法人に対しても影響を及ぼし、それらの法人から問題を調達することができなくなる。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は以下のとおりである。

- ①「平成 21 年度任期付短時間勤務職員採用試験 教養試験問題集」
- ②「平成 21 年度任期付短時間勤務職員採用試験 作文題」
- ③「平成 21 年度神戸市任期付短時間勤務職員採用試験案内」

これらは、平成 22 年 3 月実施の任期付短時間勤務職員採用試験のために作成され、使用された試験問題及び試験案内である。

### (2) 争点

実施機関は、上記対象文書のうち、①の公文書中、本件非公開情報である「教養問題用紙（例題として公表している問題を除く）」について、条例第 10 条第 2 号ア及び同条第 5 号エに該当するとして非公開とし、その他を公開する決定を行った。これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、本件非公開情報を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件非公開情報の条例第 10 条第 2 号ア及び同条第 5 号エ該当性である。

以下、検討する。

### (3) 職員採用試験の透明性の確保について

職員採用試験は、成績主義に基づく公正な人事の実現を目的に、職務遂行能力を有するかどうかを正確に判定するために行うものであり、その実施に当たっては、平等取扱の原則に基づき、公平性、公正性が確保されなければならない。

申立人は職員採用試験の透明性を確保するよう主張している。透明性の向上を図ることは、公平・公正な試験実施の実現に資するものと考えられるところであり、この点について申立人の主張は理解できる。

実施機関に確認したところ、職員採用試験においては、各試験科目の出題分野、配点、合格決定方式を採用試験案内に記載するとともに、合格発表後には、不合格となった受験者のうち希望者に、試験成績（総合得点割合と順位）の開示を行い、また、ホームページや市政情報室において筆記試験の例題等を公表しており、透明性の確保に取り組んでいることが窺える。

一方で、申立人は透明性の確保のために本件非公開情報を公開するよう主張しているところであるが、これを公開すべきか否かについては、本件非公開情報が条例に規定する非公開事由に該当するか否かを検討し、判断する必要がある。

### (4) 条例第 10 条第 2 号ア該当性について

実施機関によると、当該採用試験の教養択一試験問題は、例題として公表した問題を

除き、問題作成法人から調達しており、当該法人が既に作成している問題を、非公開を条件として提供を受けている。また、全国の多くの自治体が、本市と同様に職員採用試験の問題を外部の問題作成法人から調達しているとのことである。

実施機関が当該法人との間で交わした「平成 21 年度神戸市任期付短時間勤務職員採用試験問題の提供にかかる委託契約書」を確認したところ、「提供された問題については、本契約を締結した年度内において 1 回に限り、試験に出題するために使用することができる」とされ、また、「試験実施後に受験者の閲覧に供する等、本試験業務関係職員以外への開示を行わないものとする」と明記されており、非公開を条件としていることが認められる。

今回本市に提供された問題については、当該法人が、本市だけでなく他団体の行う試験にも同様に提供していると考えられ、そのような状況において、もし本件非公開情報を公開すれば、当該法人は今後、同じ問題を他団体へ提供することが困難となることから、当該法人が事業活動を継続していくことにつき著しい支障を生じることになると認められる。

したがって、実施機関が本件非公開情報を条例第 10 条第 2 号アに該当し非公開とした判断は妥当である。

なお、本件非公開情報の提供に際して、契約書において非公開を条件とすることが明記されているが、当該法人が同じ問題を他団体へも提供していると考えられる状況にあつては、こうした条件を付すことは何ら不合理とはいえず、本件非公開情報は条例第 10 条第 2 号イにも該当するものと認められる。

#### (5) 条例第 10 条第 5 号エ該当性について

前述のとおり、本件非公開情報は非公開を条件として提供されたものである。これを公開することは契約に明白に違反する行為であり、その結果、当該法人との信頼関係を損ね、実施機関は今後、当該法人から職員採用試験のための問題の提供を受けることができなくなることが十分に予想される。また、問題提供を行っている他の法人に対しても影響を及ぼし、他の法人からの調達も困難になることが予想されることから、本件非公開情報を公開することにより、実施機関が行う職員採用試験事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生じると認められる。

したがって、実施機関が本件非公開情報を条例第 10 条第 5 号エに該当し非公開とした判断は妥当である。

#### (6) 教員採用試験との違いについて

申立人は、教員採用試験においては問題が開示されていることから、本件非公開情報も同様に開示すべきであると主張している。

しかしながら、教育委員会に確認したところ、教育委員会が実施している教員採用試験においては、神戸市教育委員会のオリジナルの問題を使用しているとのことであり、非公開が条件とされ、他団体へも提供されていると考えられる本件非公開情報とは性質が異なることから、一律に論じることは適当でない。

本件非公開情報については、先に検討したとおり非公開事由に該当すると認められる以上、実施機関が非公開とした判断は妥当である。

(7) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成24年2月10日	—	* 諮問書を受理
平成24年3月15日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成24年4月13日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成24年5月23日	第256回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成24年6月20日	第257回審査会	* 審議